

吉野熊野国立公園 田辺地域 田辺・白浜・みなべエリア

本管理運営計画書においては、具体的に地域で取り組むべき管理運営の方針を、主要な資源のまとまりを踏まえ、田辺市、白浜町北部、みなべ町の「田辺・白浜・みなべエリア」、すさみ町、白浜町南部の「すさみ・日置・椿エリア」の2つに区分して整理しています。

「田辺・白浜・みなべエリア」は、田辺湾を中心とする自然資源と、自然に育まれて成立した熊野古道等の文化資源を有しており、自然資源と文化資源のつながりが重要視しています。



エリアの基本方針

「熊野の西の玄関口」として、本地域全体の魅力や各地へのアクセス方法等の情報を一元的に利用者に提供する、ターミナル機能が発揮されることを目指していきます。

また、当エリアは、既存の宿泊施設が多いことから、自然体験アクティビティ、グルメ、温泉などをゆっくりと時間をかけて堪能できる滞在型の利用の促進を図るとともに地域資源の適正な保全を図っていきます。

主要な資源と 管理運営方針

以下に主要な資源と管理運営方針の例を記載します。(番号は裏面と対応)

①千里の浜〔第1種特別地域〕

- アカウミガメの上陸・産卵地としての自然環境を将来にわたって維持すると共に、開発行為等については、特にアカウミガメの上陸・産卵の妨げとならないよう配慮します。
- ウミガメ保護のため、個人での産卵観察はお控えください。観察に掛かるお問合せは、みなべ町教育委員会までお願いします。

②鹿島〔第1種特別地域〕及び小目津崎・南部海岸〔第2種、第3種特別地域〕

- 沿岸域のごみの不法投棄や漂着ごみ等の廃棄物対策について、利用マナーを啓発し、関係者間で連携しながら適正な利用の推進を図ります。

③ひき岩群〔第1種、第3種特別地域、普通地域〕

- ふるさと自然公園センターを中心に、現在の自然環境を保全しながら、歩道等の既存施設の維持管理を行い、適正な利用を推進していきます。

⑤天神崎〔第1種、第3種特別地域〕

- 自然観察、環境教育としての利用をより推進するため、関係者間の連携を図り、風致景観に配慮した園地整備を検討していきます。

⑥鳥の巣半島〔第1種、第3種特別地域、普通地域〕

- 半島内のため池において、地元住民や関係者間の連携を図りながら、生物多様性保全のための総合対策外来種(アフリカツメガエル等)対策等に、取り組めます。

⑨千畳敷・三段壁〔第1種、第2種特別地域〕

- 千畳敷の落書き等の風致景観に支障を及ぼす行為について、関係者間で協議し対策を検討します。
- 当該地における自然体験や環境教育、ジオツアーに関わる人材の拡充、幅広い関係者の参加や協力を図ります。

規制行為についても定められています



国立公園内では、木竹の伐採や、工作物(建築物)の新築などが、自然公園法によって規制されています。規制の強さは地種区分(裏の図の色分け)によって異なっており、たとえば規制が一番強い「特別保護地区」では、落ち葉の採取も規制されています。取扱いは、行為内容や場所によって変わりますので、まずは田辺管理官事務所までお問合せください。



問合せ先

● 田辺管理官事務所

〒646-0035 和歌山県田辺市中屋敷町24-49 田辺市社会福祉センター3階 TEL:0739-23-3955

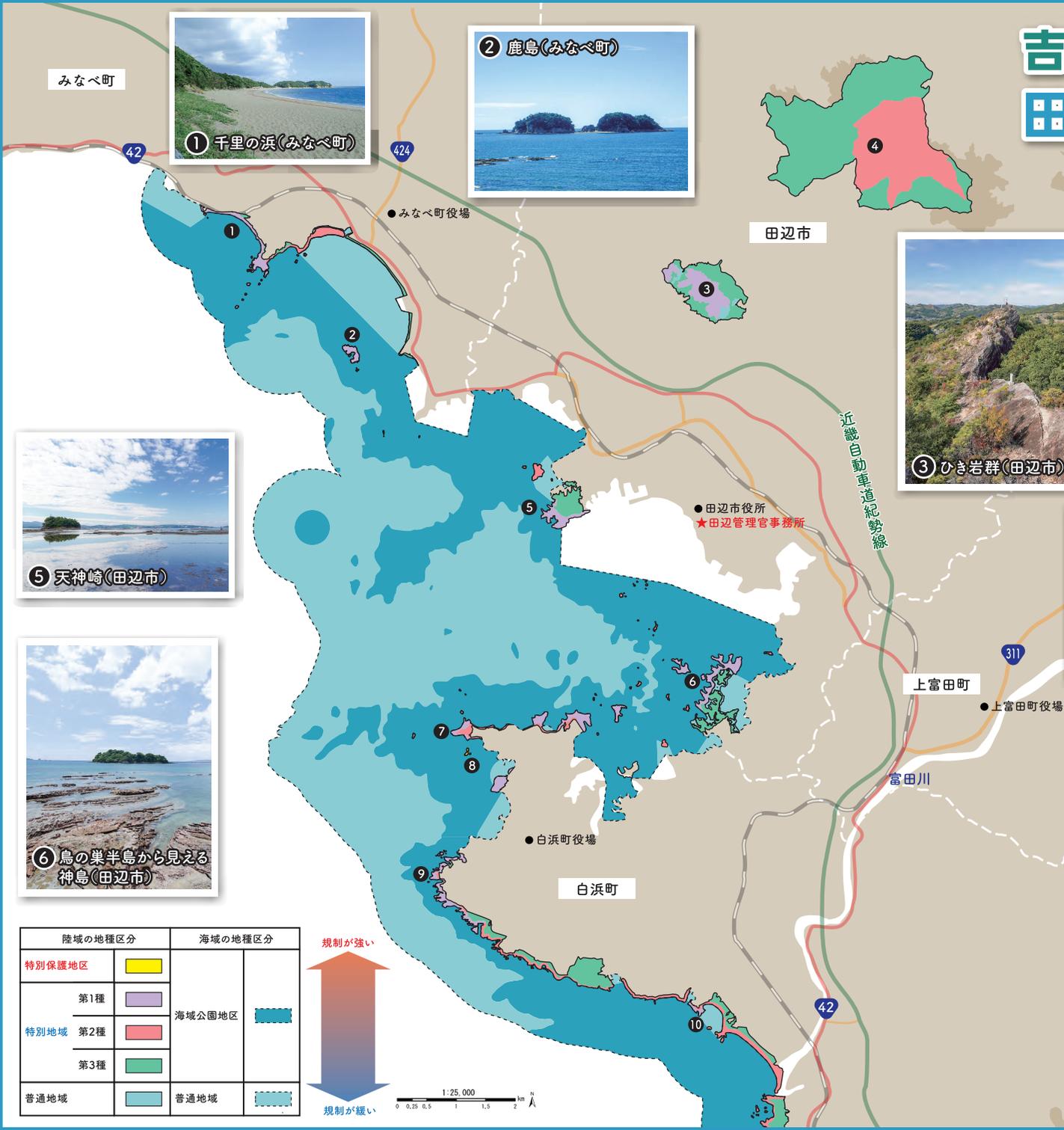
● 吉野熊野国立公園管理事務所

〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘2-4-20 TEL:0735-22-0342



環境省

吉野熊野国立公園 田辺地域 田辺・白浜・みなべエリア



| 陸地の地種区分 | | 海域の地種区分 | |
|---------|-----|---------|--|
| 特別保護地区 | | | |
| 特別地域 | 第1種 | 海域公園地区 | |
| | 第2種 | | |
| | 第3種 | | |
| 普通地域 | | 普通地域 | |

